

各施設注意事項

■屋外有料施設共通事項

- 基本利用時間 8:30～17:00（陸上競技場、補助競技場、球技場、少年野球コーナー）
8:30～21:00（野球場、テニスコート）

※季節によっては、日没時刻が遅くなり、基本時間より長く利用できる場合もあります。

- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用対象となり、当該の利用料金が発生します。

◆陸上競技場・補助競技場・球技場

- 利用期間 ①陸上競技場 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）
②補助競技場 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）
③球技場 令和4年5月1日（日）～令和4年11月30日（水）
- 芝生利用 ①芝生利用は、別紙4を参照のうえ試合数等を遵守ください。
②球技利用は、1日の試合数を必ずご記入ください。
③毎年12月1日～4月30日までは芝生養生期間のため、ご利用できません。
- その他 球技場は、大雨時には一時的に冠水する恐れがあります。冠水時は、競技運営に支障をきたす場合がありますので、ご承知のうえご予約ください。

◆野球場

- 利用期間 ①令和4年4月1日（金）～11月30日（水）
②令和5年3月1日（水）～3月31日（金）
- ナイター設備 毎年12月1日～翌年3月14日間はご利用できません。
- その他 毎年12月1日～翌年2月末日までは芝生養生期間のため、ご利用できません。

◆少年野球コーナー

- 利用期間 ①令和4年4月1日（金）～11月30日（水）
②令和4年3月1日（水）～3月31日（金）
- その他 毎年12月1日～翌年2月末日までは芝生養生期間のため、ご利用できません。

◆テニスコート

- 利用期間 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）（年末年始は除く）
- 利用不可期間 **令和4年12月1日（木）～令和5年2月28日（火）予定**
- 利用不可理由 **砂入り人工芝コート張替え工事のため。（※⑤～⑩コートの6面）**
- コート数 利用する面数を必ずご記入ください。
- ナイター設備 毎年12月1日～翌年3月14日間はご利用できません。

■体育館

□基本利用時間 8：30～21：00

□利用期間 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）（年末年始は除く）

□体育館休館日 下記の予定表を確認のうえ、予約ください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4	2	6	4	1	5	3	7	5	1	6	6
11	9	13	11	8	12	11	14	12	2	13	13
18	16	20	19	15	20	17	21	19	3	20	20
25	23	27	25	22	26	24	28	26	10	27	27
	30			29		31		29	16		
								30	23		
								31	30		

①原則毎週月曜日が休館日になります。（月曜日が祝日の場合、翌平日が休館日）

②赤色塗りつぶし部分は、月曜日以外の休館日になります。

③12月29日～1月3日（朱書き）の年末年始は、有料公園施設を閉鎖します。

④休館日は、令和3年11月現在の予定です。休日の法律改正により、休館日に変更になる場合があります。

□2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用対象となり、当該の利用料金が発生します。